

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	保健福祉課	検索番号	1-8
法令名	生活保護法	根拠条項	77-1	
不利益処分	扶養義務者からの費用徴収			
(根拠規定)				
生活保護法第77条第1項 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。				
2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。				
(処分基準)				
扶養義務の基本的考え方				
・生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日発社第123号厚生事務次官通知)				
第4 扶養義務の取扱い				
要保護者に民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上当然の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。				
・生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)				
第4 扶養義務の取扱い				
1 扶養義務者について				
(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの有無をすみやかに調査すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要なときは、戸籍謄本等により確認すること。				
ア 絶対的扶養義務者。				
イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの。				
(ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者。				
(イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者。				
3 扶養の履行について				
(1) 扶養義務者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行なわせることが適当でないとは判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行なってもよいこと。				
(2) (1)の場合において、必要があるときは、(1)の手續の進行と平行してとりあえず必要な保護を行い、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。				
なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。				